

(1) 自宅待機等に該当する警報・情報

- A** 気象に関する警報
 特別警報・・・大雨（土砂災害、浸水害）・暴風・暴風雪・大雪
 危険警報・・・大雨（土砂災害、浸水害）
 警報・・・大雨（土砂災害、浸水害）・暴風・暴風雪・大雪・洪水

B 大津波警報

C 熱中症特別警戒アラート

発表された場合は、当該日臨時休業とする。

D 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

発表された場合は、臨時休業とする。

E その他の警報・注意報等について

以下の警報およびその他の注意報等発表時は、原則登校とするが居住地域や登校の際に安全が十分に確保されない場合、公共交通機関が不通である場合等は自宅待機とする。

・津波警報・暴風警報（海上のみに発表されている場合）・波浪警報・高潮警報

上記 **A** **B** の特別警報および警報の発表また解除等があった場合

① 午前6時の時点の発表等があった場合

[1] 学校所在地（津市）に発表中 → 全児童生徒は自宅待機。

[2] 児童生徒の居住地に発表中 → 当該地域の児童生徒のみ自宅待機。

② 午前8時30分までに解除された場合

[1] 学校所在地（津市）が解除

→ 解除後2時間後を目途に授業を開始するので、安全に注意し登校する。

この際は、保護者等に授業開始予定時刻、スクールバス発車時刻をメール等で学校から連絡する。給食は原則ありとする。なお、居住地が解除されない児童生徒は、引き続き自宅待機。

[2] 児童生徒の居住地が解除

→ 学校所在地に警報等が出ていない場合は、解除された時点で安全に注意して登校する。

スクールバスの運行については、別途状況等協議し連絡する。給食は原則ありとする。

③ 午前8時30分に発表中の場合

[1] 学校所在地（津市）・・・原則休校とする。

[2] 児童生徒の居住地・・・自宅学習とする。

④ 警報等解除に伴う登校について

上記①・②で警報等が解除されても、通学路等において登校が危険と判断される場合や、公共交通機関の不通等で登校が困難な場合は自宅待機とする。

⑤ 始業後に発表等があった場合

[1] 学校所在地（津市）・・・ただちに授業等を中止し、原則として速やかに児童生徒を下校させる。なお、下校時刻および方法については気象状況等に応じて判断し保護者に連絡をいれる。

[2] 児童生徒の居住地・・・該地域の児童生徒を、原則として速やかに下校させる。

なお、下校時刻および方法については気象状況等に応じて判断し、保護者に連絡をいれる。

⑥ 登下校中に発表等があった場合

・児童生徒は命を守る行動をとり、安全が確保できる場所に避難し、情報収集に努める。

・安全に帰宅できると判断した場合は帰宅する。安全の確保が難しいと判断した場合は、家庭や学校に連絡する。家庭と学校が連絡をとり対処策を検討する。

【注】 ・寄宿舎開舎中における寄宿舎生は、寄宿舎を自宅（居住地）とみなす。

・上記の定めにかかわらず、状況に応じて、学校長が適切な処置を講ずることがある。

【参考】

令和8年5月29日から新たな運用が開始されます。情報名称そのものにレベルの数字をつけて発表されるとともに、レベル4相当の情報として危険警報が新設されます。

- ・暴風、波浪、大雪、暴風雪等については、警戒レベル相当情報にはあたりません。
(これまでの運用から変更はありません)

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの 大川川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大川川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとに) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難!>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める